明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令の一部を改正する省令（経済産業二六）　一
〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁六一）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務二三九）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二四〇）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産八〇二～八〇五）　三
○へい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程の一部を改正する件（同八〇六）　四
○自動車の型式を指定した件（国土交通五三三～五五二）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五五三）　七
○登録試験機関の役員の氏名を変更した件（同五五四）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境三六）　七
〔国会事項〕
埼玉県　山口県　八
〔人事異動〕
諸事項　八
〔叙位・叙勲〕
官庁事項　九
〔皇室事項〕
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　九
〔官庁報告〕
産業
日本工業規格
（厚生労働省・経済産業省）　九
標準仕様書（ＴＳ）の改正について（同）　一〇
国家試験
第五十二回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（文部科学省・経済産業省）　一〇
第四十二回核燃料取扱主任者試験合格者（経済産業省）　一〇
〔資　料〕
閣議決定等事項　一〇
平成二十二年三月中国際収支状況（速報）及び平成二十一年度中国際収支状況（速報）（財務省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　二六
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

省　令

○経済産業省令第二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施するため、計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令の一部を改正する省令

計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

表中財団法人日本ガス機器検査協会（昭和四十二年九月十三日に日本ガス機器検査協会という名称で設立された法人をいう。）の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

告　示

○金融庁告示第六十一号

ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクテイエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十五日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所　田中　豊　東京都中央区築地六丁目十九番二十一号

○法務省告示第二百三十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年五月二十五日

法務大臣　千葉　景子